

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会	会議場所	第2委員会室
		担当職員	佐藤
日 時	令和4年3月9日（水曜日）	開 議	午後 1 時 3 0 分
		閉 議	午後 2 時 2 7 分
出席委員	◎赤坂、○小川、田中、奥野、藤本、木曾、菱田		
出席理事者	【まちづくり推進部】関部長、伊豆田事業担当部長 【都市整備課】清水課長、石田区画整理担当課長 【桂川・道路交通課】信部課長 【土木管理課】澤田課長 【上下水道部】西田部長 【総務・経営課】木村課長、人見副課長、服部下水道経営係長		
出席事務局	佐藤主任		
傍聴者	市民0名	報道関係者0名	議員0名

会 議 の 概 要

13:30

1 開議

（赤坂委員長あいさつ）

2 事務局日程説明

（事務局説明）

3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

〔上下水道部入室〕

・上下水道部長あいさつ

・第47号議案 亀岡市水道事業基金条例の制定について

〔説明〕

・総務・経営課長説明

13:33

〔質疑〕

<菱田委員>

基金を積み立てた場合、バランスシートはどのように表現されるのか。

<総務・経営課長>

バランスシートの上では、現在、現金預金として流動資産であるものが、固定資産の基金として計上される。

13:34

・第48号議案 亀岡市下水道事業基金条例の制定について

〔説明〕

・総務・経営課長説明

13:35

[質疑]

<田中委員>

基金の目標積立額は。

<総務・経営課長>

下水道事業会計における資金保有額としては、上下水道ビジョンの計画年度の最終年度である、令和12年度において、15億円を目指すこととしている。

<田中委員>

上水は。

<総務・経営課長>

上水については、10億円を目指すこととしている。

13:36

[上下水道部退室]

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

・第46号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

[説明]

・都市整備課長説明

13:45

[質疑]

<木曾委員>

コンセントの使用の管理はどこがするのか。一括でスマホなどで申し込めるのか。

<都市整備課長>

料金徴収や使用の許可などは、都市整備課が行う。3号公園等の管理については、来年度に指定管理者を指定する。

<木曾委員>

さくら体育館は、お金を入れれば電気が使えるようになっているので、あのような手法にしておけば、管理が楽なのではないのか。

<都市整備課長>

スタートしてスムーズにいくように管理していく。

<まちづくり推進部事業担当部長>

JR亀岡駅北で利用されているコンセント等は、かめおかe c oマルシェ等で利用されているが、そのときは、開催時間が5時間等と決まっているので、何時から何時という申請をいただくことになる。

<赤坂委員長>

時間がすぐに過ぎると思うので、半日券や1日券などを作ってはどうか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

提案としていただいておく。令和4年度中に整備していき、令和5年度から供用開

始となる。利用料金を設定しておかなければ、収入が見込めないで指定管理者の募集ができない。この範囲で、指定管理者の運用の中で、半日券等を検討されると考える。

<木曾委員>

1～4号公園を市の管理とする都市公園とするが、公共施設マネジメントの関係で、公共施設を増やさないとしている考えに逆行しているのではないのか。この中に開発公園はあるのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

1～4号公園以外に、線路の南側に1か所整備予定であり、まだできていないが、全て都市公園である。公共施設を増やさないことについては、開発することによって、3%以上の公園面積を取ることが、都市計画法施行令によって決められている。これは、開発によって失われる自然を確保することや、防災上の避難地を確保すること、地域コミュニティの確保等のために設けられている規定である。管理費用が増える点については、宅地開発されたことにより、固定資産税を確保し、税収の一部を公園管理に使用することになる。

<木曾委員>

今後の大規模開発については、全て都市公園にしていくのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

大井西部公園や南部公園など、区画整理事業で開発しているところは、都市公園になっている。民間開発の場合に、地元で管理していただくところもあるが、大きな開発になると、最終的には地元で管理することが難しくなり、市で引き取ることもある。民間の開発であっても、大規模な公園については、開発者と協議を行った上で決定し、亀岡市の管理公園とする場合においては、開発者に一定の管理費を負担してもらい、亀岡市が管理することになる。

<木曾委員>

篠町の工業団地の公園も市が管理するのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

今後の協議の中で決定していく。

<木曾委員>

公共施設を抱えると維持管理が大変になるし、将来的な負担も大きくなる。できるだけ、公共施設全体の管理を考えて進めていただきたいし、将来負担のないように財政運営をしていただきたい。

<まちづくり推進部事業担当部長>

そのようなことを念頭に置きながらやっていく。

13：58

・第53号議案 財産の取得について

[説明]

・桂川・道路交通課長説明

14：00

[質疑]

<木曾委員>

契約の相手方の理事長が議会の審査に当たる方なので、副理事長等を相手方にするべきではなかったのか。

<桂川・道路交通課長>

総務課行政係に相談し、亀岡市政治倫理条例により、工事請負契約等についてはできるだけ避けるように努めなければならないという記述があるが、工事請負契約に該当するかどうかについて、地方自治法の行政通知等を確認すると今回の売買契約については請負契約に該当しないと判断した。

<木曾委員>

私が言っているのは、配慮の話である。地方自治法上の話をしているのではなく、そのほうがスムーズにできると思う。我々議員の立場にしてみれば、審査する人間がここにいるのだから、配慮が必要であったと思うし、副理事長と契約しても問題なかったと思う。市民の中には、「どうなんだ」と思う人もあると思う。最大の配慮をすべきであったと思うが、今後も続いていくので配慮を願う。

<桂川・道路交通課長>

今後は十分配慮していく。

<田中委員>

地目は田なのか。予定価額が高すぎないか。

<桂川・道路交通課長>

地目は田である。民間の取引に比べれば、高いとの御意見もあるが、不動産の鑑定評価で出している。また、京都府の法貴バイパスの単価を参考にして、亀岡市が1平方メートル当たり、単価が13,000円、京都府は13,600円となっており、均衡が取れている。

14:07

・第54号議案 市道路線の認定、廃止及び変更について

[説明]

・土木管理課長説明

14:10

[質疑なし]

14:11

[まちづくり推進部退室]

[委員間討議]

<赤坂委員長>

第46号議案の都市公園の管理について、何か意見を付けたほうがよいと思うがどうか。

<木曾委員>

残地ばかりを公園にして、防災上等必要であるといろいろ言っていたが、売れない土地を最後に公園にしている感じがする。固定資産税が取れて、維持管理経費が賄えるというのは無茶苦茶な理屈である。

<赤坂委員長>

今後かなりの負担が出てくると思うので、しっかり管理ができるようにしていただ

きたいし、市内の公共施設全体のことを考えて、しっかりと管理していただきたいと指摘したいと思う。

<田中委員>

適正な維持管理計画を立てていただきたい。

4 討論～採決

[討論なし]

[採決]

- ・第46号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・第47号議案 亀岡市水道事業基金条例の制定について

可決・全員

- ・第48号議案 亀岡市下水道事業基金条例の制定について

可決・全員

- ・第53号議案 財産の取得について

可決・全員

- ・第54号議案 市道路線の認定、廃止及び変更について

可決・全員

[指摘要望事項]

<赤坂委員長>

第46号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、先ほどの意見を踏まえて、しっかりと指摘要望していく。文言については、正副委員長に一任願う。

(全員了)

5 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

<赤坂委員長>

第46号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、掲載することとしてよいか。

(全員了)

（２）月例開催について

<赤坂委員長>

次回の委員会は、４月１２日（水）、午前９時に市役所正面玄関前を出発し、法貴バイパスや亀岡運動公園のバス停、佐伯直売所整備予定地、国営ほ場整備（曾我部工区）について、現地視察を行うのでよろしくお願いします。

～散会 １４：２７